

第15回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成28年4月21日(木) 10時00分～11時10分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・スイッチング支援システムの改修要望について要望状況を取りまとめ、要望の多いものについて検討を進めていく。
- ・今回議案分のシステムの改修要望について5月12日を目途に賛同状況を事務局宛てに返信頂きたい。
- ・スイッチング支援に関するルール、システムに関するご意見・ご要望は随時お伺いさせていただく。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 送配電等業務指針の変更(案)について(資料2, 3)

事務局より送配電等業務指針の変更(案)について説明。

- ・事前に意見照会を行った結果、表現の変更が生じたため、その内容を説明。
 - ・本日以降、5月上旬にかけて意見募集を実施するため、お気づきの点があればご意見いただきたい。
- 特に質疑等はなし。

3. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料4, 5)

事務局よりスイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について説明。

- ・システム改修については、どれくらいのニーズがあるか確認した上で、改修によるシステム利用者の利便性の向上等得られる効果及び改修にかかる費用等を含め検討し、必要であるとなったものについては改修を行う。
- ・廃止取次に関して、NGを返却されることが多い、入力内容が分かりづらい等ご意見を頂いたが、現小売供給契約の検針票等により、需給契約上の名義等の本人確認に必要な情報を確認いただきたい。

(廃止取次 NG のうち名義不一致が多数を占めるが、当該ケースのうち1万件程度のサンプル調査の結果、その半数程度は夫婦間の取り違いや屋号の入力などにより、需給契約上の名義が入力されていない。)

- ・撤去申込画面の運用について、需要者以外と連絡を取りたい場合には、該当する項目(配偶者、家族など)を選択頂いた上で、連絡先を入力頂くこととなる。申込者が需要者以外の場合に限り選択するものと認識されているのだとすると、当初想定趣旨と認識が異なっている。大きな影響がなければ、ご理解をいただいたうえでこのままとしたい。
- ・供給地点特定番号検索のAPIについては旧作業会の議論において、平成28年4月に向けては、当時想定される実装方法を取った場合に開発の規模が大きいため、一旦はweb画面のみの提供と整理した認識。その際、別途効率的な方法については継続課題としたため、継続検討するとともに良い案があればご提案頂きたい。
- ・ご意見、ご要望については継続してお伺いさせていただく。

■ 質疑等

- ・スイッチング支援システムの中では禁則文字があるが、旧一般電気事業者側(本件は東京電力)のデータベースに禁則文字に該当するものが存在し、新小売電気事業者側からは入力できないため延々とマッチングしないケースがあった。システムの改修というわけではないが、どのように対処していけばよいか。(「高」が含まれる契約者等)
 - 契約名義についてカナ名義でのチェックも行っており、どちらかが正しければマッチングするため、カナでの入力をお願いしたい。
 - 本件の場合、カナ名義でのマッチングができると思われるが、それでもマッチングできなかったケースがあったということか。

→漢字とカナの両方に禁則文字が含まれていたため、名義のマッチングができなかったということか。

→細かい運用の事例で困っていることはあると思われ、それは都度直していく必要があると考える。事例があるならば、個別に具体的な事例を教えていただきたい。

・いくつか改修の必要性について検討が必要と考えますと書いているが、それに加え全体として今どういう要望が挙がっているか精査した上で、それを踏まえ考えていくということか。

→ご認識頂いている通りで、今回資料では一旦実務者会議の皆様から頂いたものを集約したものになる。別途ヘルプデスク等に実務者会議にご参加されていない方からもご意見頂いており、そういったご意見・ご要望も踏まえ、改修の必要性を検討することとなる。（事務局回答）

⇒システムの話なので、できる範囲、できない範囲があると思うが、利用する皆さんから使いづらい点などは挙げていただき、できる範囲で改修していくものだと思う。利用者側からは要望を個別具体的に伝えるとともに、要望を受ける側としてもできる範囲、できない範囲で真摯に受け止めしっかり対応していくべきものとする。

→要望を伝える先はどこか。

⇒この会議の事務局又はヘルプデスク等にいただければと思う。支障のない範囲で、個別具体的な事例を頂けるとよりスムーズに検討できる。（事務局回答）

・お客様から申込まれた住所に郵便物を送ったところ未着となるケースがあった。確認をしたところ、旧一般電気事業者側の登録している住所情報が古く、現在は区画整理があり新しい住所でないと郵便物が届かなかった。このようなケースはどのように対処したらよいか。旧電力会社の方に住所の変更を申し出ていただいてからスイッチングを申込んだ方がよいか。放っておいてしまうと、スイッチングができてしまい、住所情報が送配電事業者側と小売電気事業者側で異なってしまうか。

→送配電事業者側の住所が、区画整理や市町村合併があった際に、どの程度メンテナンスされているかの確認が必要である。

⇒一般送配電事業者は当該事象の発生が確認できれば、速やかに直していくスタンスである。とはいえ、リアルタイムではないため、小売電気事業者側で現在の住所と登録住所が異なる場合は、需要者から現小売側に申し出てもらい住所変更を行っていただき、その後スイッチングしていただくか、もしくは旧住所にてスイッチングしていただき、その後新小売側から需要者情報変更にて現在の住所に修正頂きたい。運用はどちらでも構わない。

→その場合、該当する需要者以外は修正がかからないということか。

⇒送配電事業者はその時点で認識し、同じようなケースが発生すると想定されるため直しに行くものと思われるが、どこまでリアルタイムでできるかは分からない。

4. その他

・低圧のお客様が分散電源（太陽光発電設備など）を設置するときに、3月までであればお客様の代理である工事会社などが直接電力会社の支社等に系統連系申込みを行うだけであったが、4月以降、新電力が供給しているお客様については、基本的に託送申込みという形で、新電力から送配電事業者に申込み必要がある。扱いは、託送契約上の需要者の設備変更ということで、ご説明を受けて十分理解したが、このこと自体を理解されていない小売電気事業者が多い。その結果、お客様若しくはその代理の工事会社とトラブルとなるケースが発生しており、改善できるような周知を検討いただけないか。

→系統連系について、送配電事業者各社ともHPにて必要な手続き等の情報を掲載しているが、今のご要望にお応えする意味では、掲載されているHPのURLを改めてメールなどで周知することで充足する認識でよいか。

⇒ネットワークサービスセンターから、託送契約をしている小売電気事業者等へ一斉配信メール等を送られていると思うが、そのような形でまず周知いただければ、お客様からのお申し出を小売電気事業者が門前払いするような対応はなくなるのではと考えている。

→了解した、送配電事業者各社に伝えておく。

○次回は 5/19（木） 10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以 上